

事業名：

「持続可能な資源利用と保全を可能とする

湖沼流域管理のためのガバナンス向上に関する研究」

1. 概要

湖沼流域管理をめぐる法的枠組みについては、これまで主として行政法学の分野において、それぞれ論者の関心に応じて個別の問題に対する研究が積み重ねられてきたのが実状である。それゆえ、湖沼環境を法的観点から包括的に取り扱う研究は十分に行われてきたわけではない。

一方、近年（平成 9 年）の河川法改正に見られるように、實際上、環境ガバナンスの考え方は大きく変容してきている。従来の施設整備中心の考え方から、環境保全という要素が新たに加わったことで、河川行政のあり方は少なからず変わらざるを得ないからである。

こうした現状を適切に把握するとともに、諸外国の制度や事例等を参照しながら、あるべき法的枠組みの可能性が模索されるべきである。

2. 本年度の作業内容について

湖沼流域管理のための法的枠組みを検討するにあたり、本年度はそのための準備作業として、関連する国内文献資料の収集に努める。それらは、「文献一覧（仮）」というかたちで整理される。

また、それぞれの法令で扱われる基本的諸概念について、判例等の検討をも踏まえながら整理・検討し、その意義や課題について明らかにすることとしたい。